

貸付物件一覧

[ 販売品目 ]

A 飲料類 お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの缶・ビン・ペットボトル等密閉式の容器とすること。（紙パックは除く）

B 紙パック飲料 お茶、乳飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙パック容器とすること。

(注) 一つの自動販売機で販売する商品は、全て同一メーカーの製品に統一すること。ただし、飲料等のメーカーが他のメーカーと商品の販売提携を行っている場合は、当該他のメーカーの製品を当該飲料等のメーカーの製品とみなす。また、商品の具体的な構成については、市立四日市病院との協議により決定すること。

物件番号	区分	財産名称	所在地	設置場所	設置図	貸付面積	設置台数	販売品目	最低貸付料 (税抜き) 契約期間中の総額	特記事項
						幅×奥行				
1	建物	市立四日市病院	四日市市芝田二丁目2番37号	1階外来 ロビー北	ア	1.4 1㎡	1	A	¥106,935	ユニバーサルデザイン対応型とすること
						1.2m×1.0m 0.45m×0.45m				
2	建物	市立四日市病院	四日市市芝田二丁目2番37号	1階外来 ロビー北	ア	1.4 1㎡	1	B	¥106,935	
						1.2m×1.0m 0.45m×0.45m				

貸付面積には、放熱スペース、支持台、容器回収BOX等の面積を含みます。

自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合もありますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

設置場所の詳細については、別紙「設置図」を参照してください。

施設の概要については、別紙「施設概要書」を参照してください。

貸付料とは別に、光熱水費として設置者が自ら設置した計量器（計量法に基づく検査に合格したものに限る。）により算定した額を徴収する。

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理及び計量器の設置等に要する費用は、すべて設置事業者の負担とする。